

大熊町墓地基本計画

<目 次>

第1章 墓地基本計画について	
1-1 背景	1
1-2 目的	1
1-3 計画の位置づけ	2
1-4 計画期間	2
1-5 用語の定義	2
1-6 関連計画	3
第2章 大熊町の概要	
2-1 位置	5
2-2 地理的、地形的特性など	6
2-3 人口、世帯数	7
2-4 避難状況	8
2-5 産業	9
第3章 墓地等の現況	
3-1 原子力災害等に関連した遺骨及び墓地の移動の状況	10
3-2 墓地実態調査結果	10
3-2-1 調査方法	10
3-2-2 墓地台帳の作成	12
3-2-3 調査項目ごとの集計	14
3-2-4 墓地分布図	16
3-2-5 墓地実態調査結果 総括	22
3-3 住民調査結果	23
3-3-1 調査方法	23
3-3-2 調査結果	25
第4章 墓地の課題	
4-1 帰還困難区域内の墓地及び中間貯蔵施設地内の墓地について	27
4-2 墓地用地の不足	27
4-3 無許可墳墓	27
4-4 大熊町の改葬許可証の発行件数等について	28
4-5 中央台霊園の状況について	28
第5章 墓地政策の基本方針	
5-1 帰還困難区域内及び中間貯蔵施設建設地域内の墓地の改葬等について	29
5-2 墓地用地の確保	29
5-3 無許可墳墓対策	31
5-4 無縁墳墓対策	31
第6章 計画推進のための今後の取組	
6-1 墓地施策の迅速かつ柔軟な対応	32
6-2 新たな公営墓地整備の検討	32

第1章 墓地基本計画について

1-1 背景

『墓地、埋葬等に関する法律』において墓地の経営（設置）は、永続的管理と公益性が求められるため市町村などの地方公共団体によることが望ましいとされ、福島県でも同様の取り扱いをしています。

福島県では墓地の許可等事務取扱要領に基づき、墓地の経営主体、墓地経営許可等の取扱い及び無許可墳墓等の取扱いを明確にすることにより、今後の福島県内の墓地行政の円滑化を図ることを目的として事務を進めています。

当町は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に伴い全町民が避難しており、現在は帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域という3つの区域に再編されています。そのうち、帰還困難区域内の墳墓使用者は、区域内への立入に許可が必要なため、お盆、お彼岸及び命日等に自由に墓参が出来ない状況となっています。併せて、転勤や結婚等の理由で町外へ転出された方々の墓参の手続きも煩雑であり、ご不便をおかけしている状況でもあります。

また、当町は、福島第一原子力発電所を中心に広範に渡って除染廃棄物の中間貯蔵施設の建設が進められており、環境省では土地所有者への建設用地確保のための交渉や町内外からの除染廃棄物の受入作業が進められています。そのため、今後の建設作業の進捗に伴い、建設地域内にある墓地は移転が必要になることから、避難先への改葬の増加が予想されます。

当町には公営墓地が33カ所で墳墓数が約2,167基あります。この公営墓地を空間線量率が高く墓地の移転が必要と考えられる「高線量率エリア」と中間貯蔵施設の建設に伴い移動が必要と考えられる「中間貯蔵施設建設エリア」等に分類すると、中間貯蔵施設建設エリアには11カ所で433基、高線量率エリアには3カ所で167基、そして、避難指示解除準備区域及び居住制限区域には5カ所で184基あります。

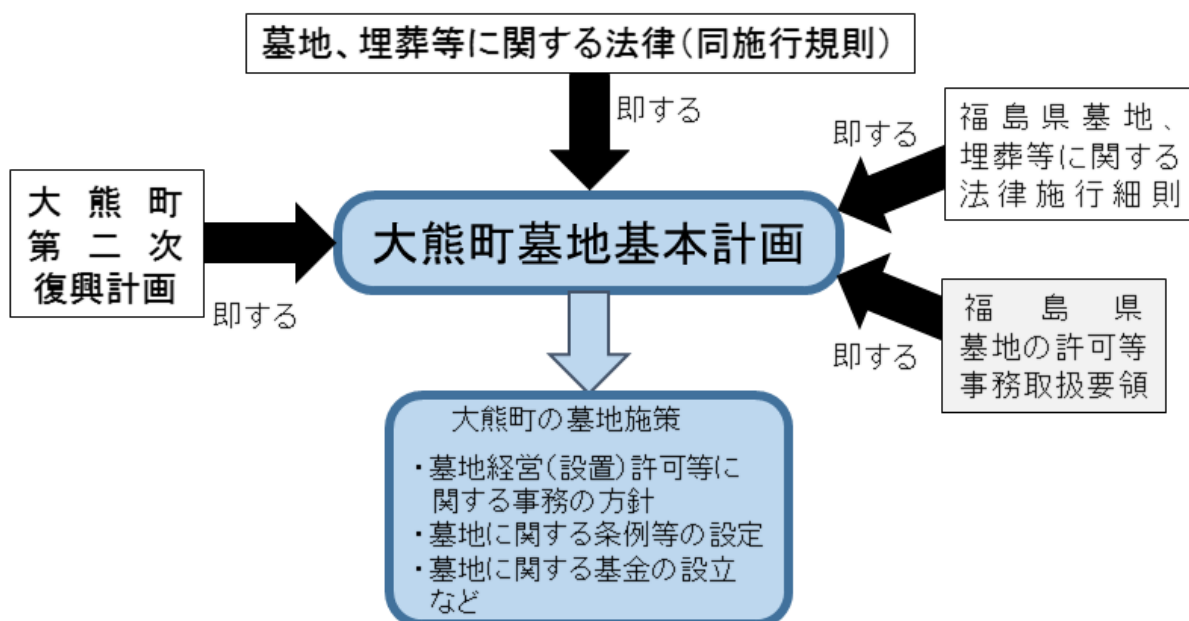
このような状況の中、当町の墓地に関する特異な問題を解決するために、地域の特殊性に応じた、新たな公営墓地の新設が求められています。

1-2 目的

本計画では、当町における墓地問題に早急に対応するため、大熊町第二次復興計画の重点施策に従い町内墓地の整備に関する基本方針を定め、『墓地、埋葬等に関する法律』に基づく、墓地の経営（設置）許可などに関する事務を行うための指針とすることを目的とします。

1-3 計画の位置づけ

町内墓地整備計画は『墓地、埋葬等に関する法律（同施行規則）』、『福島県墓地、埋葬等に関する法律施行細則』、『福島県の墓地の許可等事務取扱要領』及び『大熊町第二次復興計画』などに基づき、当町における最重要政策である墓地整備を進めていきます。



1-4 計画期間

本計画の計画期間は平成 28 年度から平成 30 年度の 3 年間とします。なお、町内の復興状況及び計画の進行状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて改定を行います。

1-5 用語の定義

墓地、墳墓及び改葬は、『墓地、埋葬等に関する法律』の第 2 条では以下のように定義されています。

- ・『墳墓』:「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設。
- ・『墓地』:「墓地」とは、「墳墓」を設置するために県知事の許可を受けた区域。
- ・『改葬』:「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すこと。

1-6 関連計画

(1) 大熊町第二次復興計画基本構想（平成27年3月大熊町）

『大熊町第二次復興計画』は、大熊町復興まちづくりビジョンや、第一次復興計画策定後の環境変化を踏まえ、今後、10年程度において取り組みくむべき施策、事業を整理しました。また、本計画は「町民生活支援」、「町土復興」を2本柱とし、「避難先での安定した生活」と「帰町を選択できる環境づくり」を目指した計画となっており、当町の目指す復興に向けた将来像が示されています。

『大熊町第二次復興計画』において、本計画に関する事項としては、平成30年度を目標とし、大熊町復興拠点（大川原地区）に「住める環境」を整備する中で町営墓地も併せて整備することが計画されています。

(2) ふるさととのきずなプロジェクト

第二次復興計画の重点施策として、ふるさととのきずなプロジェクトがあります。これは、全町避難から6年が経過し、町民としての意識や町民同士の繋がりが薄れつつある中で、様々な繋がりを大切にして「大熊町」への愛着を高めていくという施策です。

帰還困難区域内にある墓地については、親戚一同のような大人数での墓参はおろか、個人での墓参も困難な現状があり、その現状が町民同士の繋がりが大熊町へ愛着を薄れさせている一因になっていると推測されます。また、将来的には「大熊町を知らない世代」が増加することとなり、このことを問題視する声もあります。

そのため、大熊町民であることの誇りや町民同士の繋がりを長期的に維持、形成していくため、町民自らが町の復興に携わり、大熊町内に実際に足を運ぶことにより復興の進捗を体感できる環境づくりを推進するプロジェクトです。

(3) 関連計画における墓地に関する事項の整理

関連計画における、墓地に関する事項を整理すると以下のようになります。

- ・立入制限があり、自由に立ち入る事の出来ない帰還困難区域にある墳墓の移転先として、新規の公営墓地を整備する。
- ・建設予定地は立入制限がなく、自由に出入りが可能な大川原地区とする。
- ・「中間貯蔵施設建設エリア」「高線量率エリア」に約 600 基の墳墓があり、その他の地域のニーズも考慮すると、1,000 区画程度は必要。
- ・遠方に避難又は移住し、頻繁に墓参出来ない町民がいることを想定し、清掃及び除草を行うための管理者の常駐。
- ・法要などを実施可能な集会施設の設置。

第2章 大熊町の概要

2-1 位置

大熊町は、いわき市より北に49キロメートル、宮城県仙台市より南に103キロメートルの地点にあり、福島県浜通りの中央部に位置します。東は太平洋に面し、西は阿武隈山系の分水嶺をもって田村市と境し、南は富岡町、川内村に、北は浪江町、双葉町に隣接しており、総面積が78.51平方キロメートルとなっています。

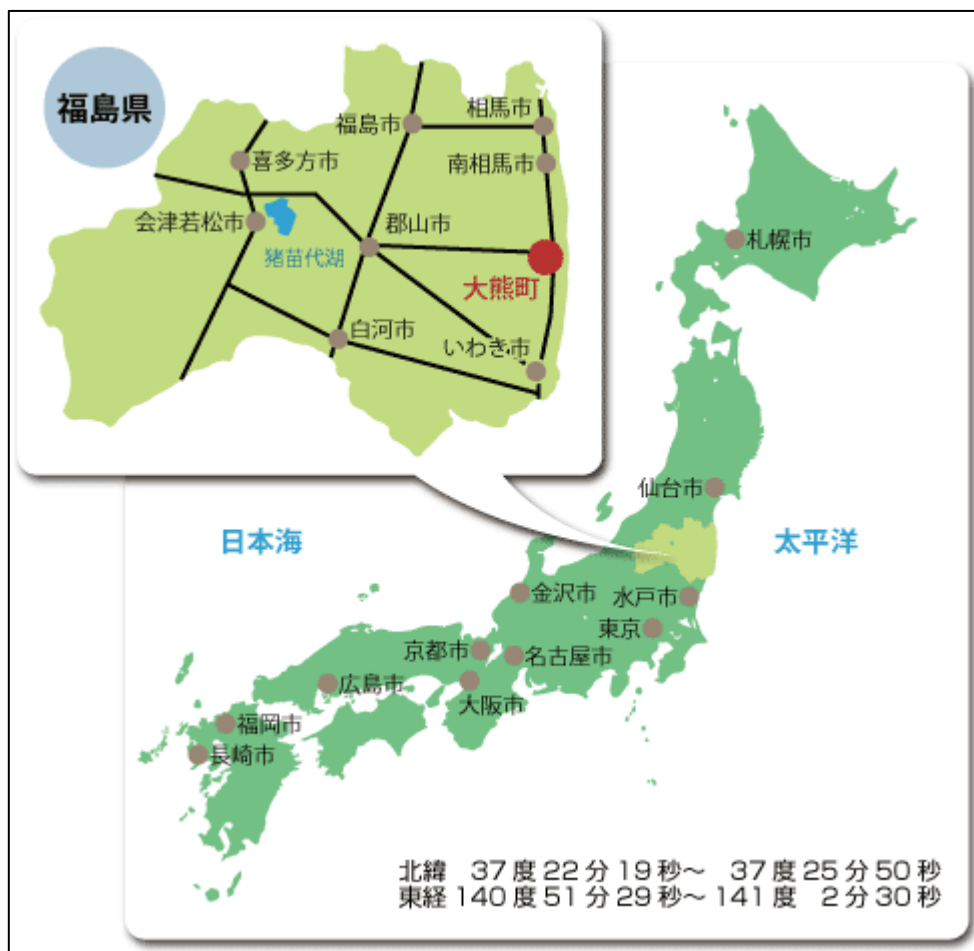


図 2.1 位置図

2-2 地理的、地形的特性など

当町は西高東低、海拔 676 メートルより 3 メートルと起伏に富み、東西 15.4 キロメートル、南北に 6.7 キロメートル、総面積の 64% は山林で、うち約 46% は国有林です。阿武隈の山稜から町内の南部、中部、北部に 3 条の支脈が丘陵をなして太平洋に尽き、その間を熊川、小入野川、夫沢川の 3 小河川が東流して流域に耕地を造っています。

また、気候については、東日本型海洋性で夏は涼しく、冬は比較的温暖で年間降水量も 1,200 ミリメートル前後でほとんど積雪をみません。



図 2.2 町概要図

2-3 人口、世帯数

平成27年度末における大熊町の人口は10,707人となっており、世帯数は3,899世帯となっています。

平成22年度末から平成27年度末までの推移を見ると、平成22年度末では人口が11,580人で世帯数が4,293世帯でしたが、原子力災害による避難等のために減少の傾向が見られます。

表 2.3 大熊町人口変遷（平成22年度～）

行政区	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
中屋敷区	人口	24人	23人	23人	23人	22人	22人
	世帯数	13世帯	12世帯	12世帯	12世帯	11世帯	11世帯
野上1区	人口	199人	184人	186人	185人	183人	178人
	世帯数	71世帯	70世帯	70世帯	70世帯	70世帯	70世帯
野上2区	人口	428人	411人	410人	408人	409人	394人
	世帯数	143世帯	141世帯	141世帯	139世帯	139世帯	138世帯
下野上1区	人口	1,026人	989人	993人	981人	966人	955人
	世帯数	373世帯	347世帯	342世帯	340世帯	334世帯	329世帯
下野上2区	人口	644人	608人	599人	586人	583人	569人
	世帯数	250世帯	234世帯	228世帯	226世帯	224世帯	218世帯
下野上3区	人口	765人	729人	721人	715人	707人	704人
	世帯数	255世帯	242世帯	239世帯	239世帯	236世帯	234世帯
大野1区	人口	575人	535人	537人	541人	545人	547人
	世帯数	220世帯	211世帯	212世帯	211世帯	214世帯	214世帯
大野2区	人口	541人	516人	497人	502人	495人	488人
	世帯数	225世帯	216世帯	204世帯	200世帯	197世帯	197世帯
大川原1区	人口	220人	199人	199人	198人	192人	190人
	世帯数	75世帯	72世帯	72世帯	73世帯	72世帯	71世帯
大川原2区	人口	186人	176人	172人	173人	173人	172人
	世帯数	51世帯	54世帯	55世帯	57世帯	58世帯	58世帯
熊1区	人口	1,156人	1,114人	1,114人	1,107人	1,109人	1,110人
	世帯数	397世帯	395世帯	389世帯	386世帯	389世帯	388世帯
熊2区	人口	611人	594人	595人	597人	574人	572人
	世帯数	266世帯	260世帯	256世帯	249世帯	239世帯	238世帯
熊3区	人口	763人	736人	735人	736人	731人	722人
	世帯数	296世帯	288世帯	276世帯	275世帯	276世帯	272世帯
町区	人口	351人	333人	335人	331人	321人	320人
	世帯数	113世帯	110世帯	109世帯	108世帯	107世帯	108世帯
熊川区	人口	603人	566人	565人	564人	557人	552人
	世帯数	190世帯	175世帯	172世帯	173世帯	172世帯	171世帯
野馬形区	人口	472人	465人	458人	457人	464人	459人
	世帯数	176世帯	174世帯	172世帯	169世帯	172世帯	171世帯
小入野区	人口	172人	159人	163人	160人	156人	153人
	世帯数	65世帯	62世帯	63世帯	63世帯	62世帯	60世帯
大和久区	人口	1,500人	1,434人	1,436人	1,446人	1,445人	1,431人
	世帯数	592世帯	558世帯	541世帯	540世帯	538世帯	530世帯
夫沢1区	人口	413人	379人	371人	363人	360人	358人
	世帯数	174世帯	154世帯	146世帯	137世帯	134世帯	132世帯
夫沢2区	人口	271人	264人	262人	266人	270人	268人
	世帯数	80世帯	80世帯	81世帯	82世帯	82世帯	80世帯
夫沢3区	人口	523人	471人	458人	450人	439人	424人
	世帯数	165世帯	152世帯	149世帯	146世帯	144世帯	142世帯
東電寮	人口	137人	120人	113人	110人	114人	119人
	世帯数	103世帯	88世帯	79世帯	74世帯	68世帯	67世帯
合計	人口	11,580人	11,005人	10,942人	10,899人	10,815人	10,707人
	世帯数	4,293世帯	4,095世帯	4,008世帯	3,969世帯	3,938世帯	3,899世帯

2-4 避難状況

平成28年12月1日現在の避難状況については、福島県内に8,080人、県外に2,598人となっています。県内で避難者が多い地域は、いわき市に4,604人、会津若松市に1,122人、郡山市に1,061人となっており、当町の人口の7割近くを占めています。

表 2.4.1 都道府県別避難者数

都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	31	京都府	7
青森県	31	大阪府	19
岩手県	2	兵庫県	6
宮城県	196	奈良県	0
秋田県	21	和歌山県	2
山形県	45	鳥取県	0
福島県	8,080	島根県	0
茨城県	470	岡山県	3
栃木県	189	広島県	0
群馬県	85	山口県	2
埼玉県	396	徳島県	0
千葉県	243	香川県	1
東京都	282	愛媛県	2
神奈川県	172	高知県	0
新潟県	226	福岡県	23
富山県	6	佐賀県	3
石川県	15	長崎県	2
福井県	8	熊本県	0
山梨県	7	大分県	10
長野県	8	宮崎県	22
岐阜県	5	鹿児島県	1
静岡県	25	沖縄県	6
愛知県	8	小計	10,668
三重県	8	海外	2
滋賀県	0	生存確認	3
		合計	10,673

表 2.4.2 県内避難者数内訳

市町村	人数	市町村	人数
福島市	227	三島町	1
会津若松市	1,122	金山町	1
郡山市	1,061	昭和村	0
いわき市	4,604	会津美里町	23
白河市	74	西郷村	18
須賀川市	96	泉崎村	16
喜多方市	51	中島村	0
相馬市	97	矢吹町	20
二本松市	39	棚倉町	1
田村市	61	矢祭町	0
南相馬市	247	塙町	4
伊達市	11	鮫川村	0
本宮市	35	石川町	4
桑折町	6	玉川村	1
国見町	2	平田村	1
川俣町	1	浅川町	6
大玉村	32	古殿町	8
鏡石町	13	三春町	50
天栄村	0	小野町	12
下郷町	0	広野町	50
桧枝岐村	0	檜葉町	6
只見町	0	富岡町	0
南会津町	2	川内村	9
北塩原村	0	大熊町	0
西会津町	1	双葉町	0
磐梯町	6	浪江町	0
猪苗代町	12	葛尾村	0
会津坂下町	19	新地町	27
湯川村	3	飯舘村	0
柳津町	0	合計	8,080

2-5 産業

当町の事業所数は、577社（平成28年4月現在）であり、最も多い産業は、町内に福島第一原子力発電所が立地していた関係により、「建設業」でした。次いで、「生活関連サービス業及び娯楽業」となっていました。

震災後、大熊町全域が避難指示区域に設定され、全町避難が強いられたことから、どの業種においても休止状態が続いていましたが、現在では少しずつですが、当町の復旧・復興のために事業が再開されています。

表 2.5 業種別事業所数

	(単位: 事業所)
産業分類	平成28年
農林漁業	12
鉱業、採石業、砂利採取業	2
建設業	261
製造業	48
電気・ガス・熱供給、水道業	10
情報通信業	5
運輸業、郵便業	21
卸売業、小売業	67
金融業、保険業	11
不動産業、物品賃借業	28
学術研究、専門・技術サービス業	3
宿泊業、飲食サービス業	17
生活関連サービス業、娯楽業	68
教育、学習支援業	3
医療、福祉	4
複合サービス事業	0
サービス業(他に分類されないもの)	17
全産業 合計	577

第3章 墓地等の現況

3-1 原子力災害等に関連した遺骨及び墓地の移動の状況

大熊町には、行政区で管理している公営墓地が31カ所と町で管理している公営墓地、霊園が2カ所、合計で33カ所の墓地があります。また、正確な数は把握出来ていませんが、個人墓地もあります。

震災以降、所有している墓地が帰還困難区域内にある、又は、中間貯蔵施設建設地域内にある、遠方に避難している等の理由により、墳墓や遺骨の移動を余儀なくされた方々が大熊町から避難先への改葬をしており、その件数は年々増加しています。しかし、町内に墓地を残したいとの要望も多々あり、その要望に応えるためにも、立入制限がなく、日中、自由に出入りが可能な大川原地区へ新たに墓地を建設することを計画しています。

表 3.1 町内墓地一覧

	墓地名称	所在地	管理者		墓地名称	所在地	管理者
1	中屋敷公営墓地	野上字旭ヶ丘251番地2	区長	18	小良浜公営墓地	小良浜字高平858番地	区長
2	井戸神沢公営墓地	野上字湯ノ神41番地	区長	19	小熊田原公営墓地	熊川字八坂272番地	区長
3	砂出公営墓地	野上字湯ノ神427番地 他	区長	20	遍照寺	熊川字古館155番地	住職
4	下谷地公営墓地	野上字諏訪594番地 他	区長	21	女迫公営墓地	熊川字久麻川62番地	区長
5	南金谷公営墓地	下野上字清水50番地 他	区長	22	西原公営墓地	小入野字東平710番地 他	区長
6	鈴内公営墓地	下野上字大野147-1番地 他	大熊町/区長	23	北原第1公営墓地	小入野字東平91番地	区長
7	清水第2公営墓地	下野上字原188番地	区長	24	北原第2公営墓地	小入野字東平124番地	区長
8	清水第1公営墓地	下野上字原190番地	区長	25	二枚橋公営墓地	小入野字東大和久459番地 他	代表者
9	上総屋敷公営墓地	大川原字西平513番地 他	区長	26	中谷地公営墓地	夫沢字大453番地	区長
10	高田公営墓地	大川原字西平246番地 他	区長	27	夫沢公営墓地	夫沢字大35番地	区長
11	山神平公営墓地	大川原字南平332番地	区長	28	下団子橋公営墓地	夫沢字長者原567番地	区長
12	上平公営墓地	大川原字南平418番地	区長	29	上団子橋公営墓地	夫沢字長者原517番地	区長
13	中ノ内公営墓地	熊字旭台667番地	区長	30	棚和子公営墓地	夫沢字中央台904番地	区長
14	紫蔭沢公営墓地	熊字新町357番地	代表者	31	五郎四郎公営墓地	夫沢字中央台271番地	区長
15	行津公営墓地	熊字滑津626番地1	区長	32	荒田公営墓地	夫沢字中央台619番地	区長
16	兎内公営墓地	熊字館253番地	区長	33	中央台霊園	夫沢字中央台11-5	大熊町
17	大塚平公営墓地	熊字熊町854番地 他	区長				

3-2 墓地実態調査結果

3-2-1 調査方法

震災後、墓参立入時における住民の安全確保を図ることを目的とした墳墓の除染の実施意向についての調査を、大熊町内墓地基本調査として平成25年度に実施しています

大熊町内墓地基本調査書回答書

1. 調査目的 除染を進め、墓参立入時における住民の安全確保を図ることを目的とした調査です。

2. 調査対象者 (大熊町民のうち世帯主もしくは町内に墓地を有する者)

世帯主 氏名 _____
大熊町の住所 大熊町大字 _____ 字 _____
現在の住所 _____
連絡先 (電話番号) _____

3. 調査項目

① 墓所の有無

ある → 調査項目②以下の質問にお答え下さい。

なし → なしの場合は、以下の質問の回答はございません。

② 所在墓地名 (共同墓地、個人墓地)

※共同墓地名 【 _____ 】

墓地敷地内での自所墓地の位置を裏面に図示して下さい。

※個人墓地は住所と所在位置を裏面に図示して下さい。

③ 墓石の数 【 _____ 基 】 うち倒壊墓石の数 【 _____ 基 】

・場所のみで墓は未建立←お墓をまだ建立していない場合は○をつけて下さい。

④ 除染の同意 する ・ しない

⑤ 進入路、通路共用部分の除草剤による除草の同意

する ・ しない

⑥ 倒壊墓石による通路閉鎖の墓石移動による通路開放と個人所有墓石の移動に伴う自所墓地内仮置きの同意 する ・ しない
(欠けたり、ひび等の修復ではありません)

⑦ 除染後の進入路等の共有部での除草剤の使用、草刈りについての同意

する ・ しない

◇その他の墓地に関する要望等を自由記載して下さい。

図 3.2.1 大熊町内墓地基本調査書

3-2-2 墓地台帳の作成

当町では、町で管理運営を行っている中央台霊園でのみ、墓地台帳を整備しています。

第11号様式（第13条関係）

大熊町中央台霊園使用者台帳

許 可 第 号	平 成 年 月 日	代 理 人	住 所	大熊町大字 字		
使 用 場 所	No.		氏 名		電 話	32-
			住 所	大熊町大字 字		
使 用 面 積	4.5 ・ 6.0 ・ 9.0 平方メートル		氏 名		電 話	32-
使 用 料	円	管 理 料	年 間 一 代	円		
使 用 者			摘 要			
本 籍						
住 所						
氏 名		電 話				
本 籍						
住 所						
氏 名		電 話				
本 籍						
住 所						
氏 名		電 話				
本 籍						
住 所						
氏 名		電 話				

図 3.2.2.1 大熊町中央台霊園使用者台帳（表）

(1) 許可

許可番号及び使用開始日を記載しています。

(2) 使用場所

使用を許可した場所（区画）、面積、使用料、管理料（年間又は一代）を記載しています。

※墓地の種別及び区画面積、使用料、管理料については次表のとおりです。

表 3.2.2.1 区画等について

種 別	横の長さ	縦の長さ	区画面積
大熊町中央台霊園 ／自由墳墓	1. 8 m	2. 5 m	4. 5 m ²
	2 m	3 m	6 m ²
	2. 5 m	3. 6 m	9 m ²

表 3.2.2.2 使用料について

区分 (墓地面積)	単位	使用料
4. 5 m ²	1 区画	150,000 円
6 m ²	1 区画	210,000 円
9 m ²	1 区画	330,000 円
* 本町に家屋敷を有しない者で本町に住所を移してから 3 ヶ月未満の者及び本町以外に住所を有する者については 5 割増とする		

表 3.2.2.3 管理料について

区分 (墓地面積)	年間管理料
4. 5 m ²	3,150 円
6 m ²	4,200 円
9 m ²	6,300 円
* 年間管理料の額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	

(3) 代理人

使用許可を受けようとする者で本町以外に住所を有する者又は使用許可を受けた者で本町以外に住所を移動する者は本町に居住する代理人を選定する必要があります。その場合、代理人の方の住所、氏名、電話番号を記載します。

(4) 使用者

使用者の本籍、住所、氏名、電話番号を記載します。

(5) その他

裏面が中央台霊園墓籍簿となっており、埋蔵された方の本籍、住所、氏名、性別、年齢、死亡日、火葬場所、埋蔵方法、埋蔵年月日（火葬年月日）が記載されています。

大熊町中央台霊園墓籍簿										
使用場所	No.	使用開始	平成 年 月 日							
使用者住所				(ふりがな) 氏名						
死 亡 者 又 は 死 胎	本籍又は父母の本籍	住所又は父母の住所	氏名又は父母の氏名	死亡の別 死胎	性別	年齢	死亡又は死産年月日	埋葬の改別	埋葬改葬の年月日	
						男・女		・	改	・
						男・女		・	改	・
						男・女		・	改	・
						男・女		・	改	・
						男・女		・	改	・
						男・女		・	改	・
						男・女		・	改	・
						男・女		・	改	・
						男・女		・	改	・
						男・女		・	改	・
						男・女		・	改	・
摘要										

図 3.2.2.2 大熊町中央台霊園墓籍簿 (裏)

3-2-3 調査項目ごとの集計

(1) 墳墓数及び墓地面積

現在、大熊町内にあり、町、若しくは、行政区が管理している墳墓数は約 2,167 基であり、平均墓地面積は、約 1.663 平方メートルとなっています。

表 3.2.3.1 墳墓数と平均面積について

墳墓数	平均墓地面積
2, 1 6 7 基※	約 1.6 6 3 m ²

※ただし、個人墓地は除く。

(2) 行政区別墳墓数

当町では、行政区ごとではなく墓地ごとに墳墓の管理を行っているため、墓地ごとの墳墓数を次表に示します。また、国が指定した避難指示区域の各エリアにおける墳墓数をグラフによって示します。

表 3.2.3.2 町内墓地の所在区域と墳墓数

墓地名称	所在区域	墳墓数	墓地名称	所在区域	墳墓数
1 中屋敷公営墓地	避難指示解除準備	1	18 小良浜公営墓地	帰還困難	52
2 井戸神沢公営墓地	帰還困難	23	19 小熊田原公営墓地	帰還困難	48
3 砂出公営墓地	帰還困難	85	20 遍照寺	帰還困難(*)	11
4 下谷地公営墓地	帰還困難	136	21 女迫公営墓地	帰還困難(*)	52
5 南金谷公営墓地	帰還困難	112	22 西原公営墓地	帰還困難(*)	34
6 鈴内公営墓地	帰還困難	519	23 北原第1公営墓地	帰還困難(*)	53
7 清水第2公営墓地	帰還困難	5	24 北原第2公営墓地	帰還困難(*)	—
8 清水第1公営墓地	帰還困難	13	25 二枚橋公営墓地	帰還困難(*)	72
9 上総屋敷公営墓地	居住制限	18	26 中谷地公営墓地	帰還困難(*)	81
10 高田公営墓地	居住制限	48	27 夫沢公営墓地	帰還困難(*)	12
11 山神平公営墓地	居住制限	46	28 下団子橋公営墓地	帰還困難(*)	25
12 上平公営墓地	居住制限	71	29 上団子橋公営墓地	帰還困難(*)	68
13 中ノ内公営墓地	帰還困難	79	30 棚和子公営墓地	帰還困難(*)	25
14 紫蔭沢公営墓地	帰還困難	87	31 五郎四郎公営墓地	帰還困難(高線量)	16
15 行津公営墓地	帰還困難	45	32 荒田公営墓地	帰還困難(高線量)	32
16 兎内公営墓地	帰還困難	93	33 中央台霊園	帰還困難(高線量)	119
17 大塚平公営墓地	帰還困難	86		合計	2,167

* 除染廃棄物中間貯蔵施設建設地域内

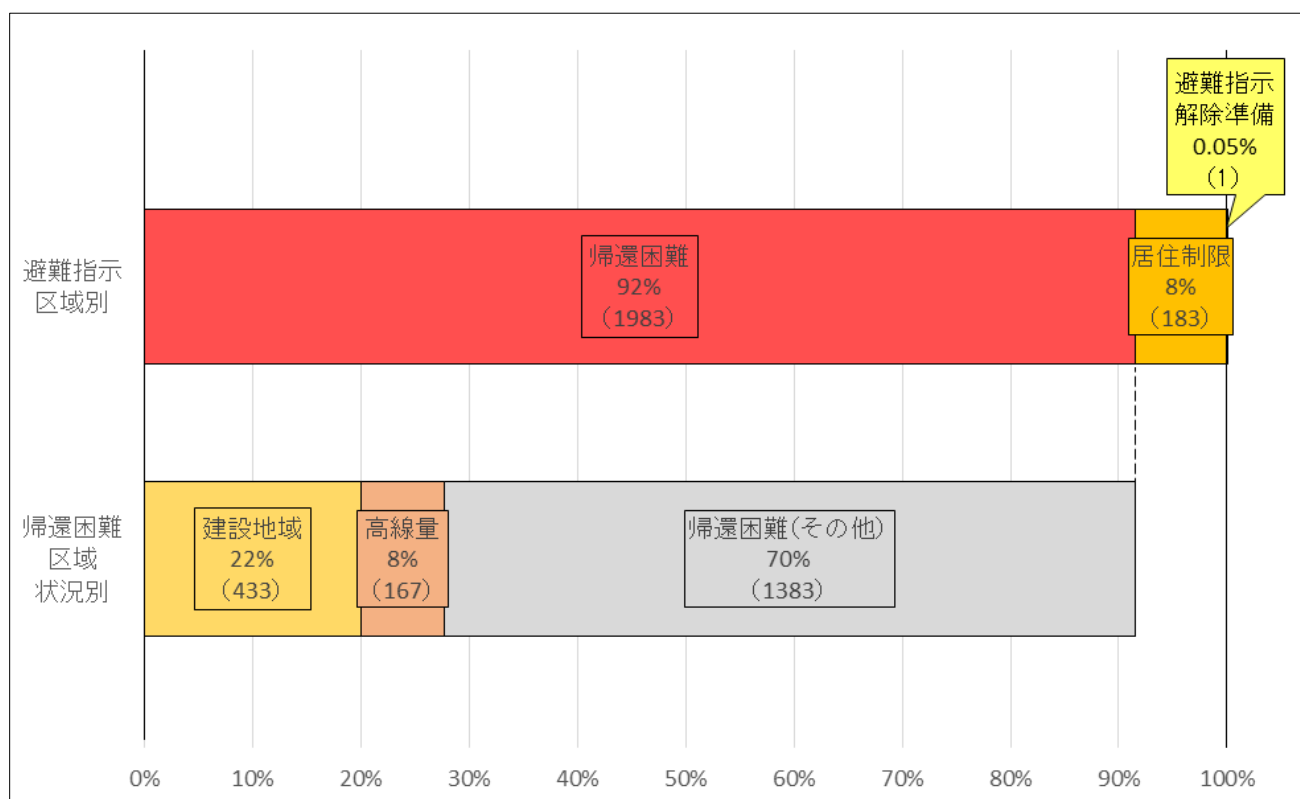


図 3.2.3.2 所在区域別墳墓数

3-2-4 墓地分布図

(1) 墓地の分布状況

避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域にエリア分けをした管内図に町内の墓地の分布状況を示すとそのほとんどが帰還困難区域内にあることが分かります。



図 3.2.4.1 大熊町内の墓地分布状況

(2) 大熊町町内の墓地配置状況

当町の墓地 33 カ所の配置場所及び現在の状況については次のとおりです。



図 3.2.4.2.1 墓地配置図 (No. 1)



図 3.2.4.2.2 墓地配置図 (No. 2, 3, 4)



図 3.2.4.2.3 墓地配置図 (No. 5, 7, 8)



図 3.2.4.2.4 墓地配置図 (No. 6, 33)



図 3.2.4.2.5 墓地配置図 (No. 9, 10, 11, 12)



図 3.2.4.2.6 墓地配置図 (No. 13, 14, 15)



図 3.2.4.2.7 墓地配置図 (No.1 6 , 1 7)



図 3.2.4.2.8 墓地配置図 (No.1 8 , 1 9 , 2 0 , 2 1)



図 3.2.4.2.9 墓地配置図 (No. 2 2, 2 3, 2 4, 2 5)



図 3.2.4.2.10 墓地配置図 (No. 2 6, 2 7, 2 8, 2 9, 3 0, 3 1, 3 2)

3-2-5 墓地実態調査結果 総括

大熊町内墓地基本調査、町民からの墓参に関する要望及び除染廃棄物の中間貯蔵施設建設地域の地権者からの要望等を踏まえた、大熊町の墓地の現況特性は、以下のとおりです。

(1) 墳墓数

大熊町内にある公営墓地は33カ所で約2,167基の墳墓があります。個人の敷地内に設置されている個人墓地についてはそれぞれの世帯での管理を行っており、町や行政区では正確な墳墓の場所、墓数について把握していません。

(2) 大熊町の墓地の現況

平成23年3月11日の震災以降、当町は全域が避難指示区域となっており、現在では避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域にエリア分けされています。そのうち、避難指示解除準備区域（中屋敷地区）と居住制限区域（大川原地区）は立入に手続きが必要なく、自由に出入り出来るようになっており、その両区域には合わせて、墓地5カ所、184基の墳墓が設置されています。それ以外の、墓地28カ所、1,983基の墳墓が帰還困難区域内にあり、墓参等を行う場合でもいくつかの手続きが必要になります。

また、当町は福島第一原子力発電所周辺が除染廃棄物の中間貯蔵施設建設地域になっており、その地域内には公営墓地等も多数あります。現在、それらの墓地の墳墓所有者からの改葬手続や新規墓地の早期建設の要望が増加しています。

(3) 墓地の管理

町で管理している中央台霊園については墓地台帳を作成し、状況を把握しています。その他の公営墓地に関しては各行政区で管理していましたが、管理者である行政区長等が変更になった際に墓地管理についての引継ぎが詳細事項まで行われていないことがあったこと、また、現在の全町避難の状況により、実質的に墓地管理が行えない状況であることなどの理由により、墓地の状況把握は困難になっています。

(4) 墓地の設置場所

新規墓地の建設予定地である大川原地区は、現在、自由に入出りが出来る居住制限区域です。そして、常磐自動車道路の富岡インターチェンジから、県道 35 号線（富岡浪江線）を經由しての墓地へのアクセス性も考慮することで、町民等が容易に墓参出来るようになります。また、大川原地区には今後、復興拠点や植物工場などの町公共施設や、給食施設、太陽光発電事業所、東京電力HD(株)の社員寮などが整備される予定です。(一部、既に整備されているものもあります。)

3-3 住民調査結果

3-3-1 調査方法

墓地については、地域における習慣、宗教観、避難先での生活状況などが大きく影響することから、住民の意見などを把握するために、平成 27 年 3 月に住民調査として「新規公営墓地の建設に関する意向調査のお願い」が実施されています。

住民調査（アンケート調査）は大熊町の全戸へ調査票を配布し、回収は郵送回収としています。

住民調査（アンケート調査）の概要は以下のとおりです。

① 調査期間

平成 27 年 3 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

② 調査対象

大熊町内の全世帯

③ 配布・回収状況

配布：広報誌への同封により配布

回収：返信用封筒による郵送

④ アンケート調査票の配布・回収状況

- ・総配布数 4,921 票
- ・回収数 597 票
- ・回収率 12.1%

新規公営墓地の建設に関する意向調査

現在大熊町では、新規の町営墓地の建設を検討しております。今回の調査は、町民及び町内に墓地・墓石をお持ちの皆様、現在の墓地・墓石を町営墓地に移転すること及び新規の建立について、ご意向をお伺いするものです。ご協力のほど、宜しくお願いいたします。

1. 新規の町営墓地の利用について、お伺いいたします。該当する番号を○で囲んで下さい。

(1) 新規の町営墓地を利用したい。

- └───▶ ① 他の墓地から移転したい。 ----▶ 2. の質問へ
 ② 新たにお墓を建てたい。

(2) 新規の墓地を利用するつもりはない。 -----▶ 3. の質問へ

2. 移転や新たな建設をお考えの場合は、ご希望の条件やサービスをお聞かせ下さい。

- (1) 除草及び清掃
 (2) 供物や供花の販売
 (3) 法要などで利用可能な設備(集会所)
 (4) その他 ()

3. 新規の墓地への移転や建設を希望されない場合の理由をお聞かせ下さい。

- (1) すでに移住先等に墓を求めた、又は予定している。
 (2) 決めかねている。
 (3) 今ある墓地を継続して使用する。
 (4) 墓地は持っていない。
 (5) その他 ()

●その他、町営墓地の建設に関するご意見等がございましたら、ご自由にご記入下さい。

[]

差し支えなければ、連絡先などをお知らせ下さい。

なお、本調査は申し込みではありませんのでご理解をお願いいたします。

連絡先住所			
氏名		電話番号	- -

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

同封の返信用封筒（企画調整課宛）に封入のうえ、平成 27 年 3 月 20 日までにご返送下さい。
 (切手は不要です。)

●問い合わせ先 大熊町役場 環境対策課 0242-26-3844

図 3.3.1 新規公営墓地の建設に関する意向調査

3-3-2 調査結果

当町では、毎月1日と15日に町で制作した広報誌を町民全戸へ配布しており、本調査に関しては、平成27年3月1日号に「新規公営墓地の建設に関する意向調査票」を同封して配布しました。調査期間は、配布開始日である3月1日から3月31日までの1ヶ月間とし、総配布数が4,921票、うち回収数が597票で、回収率は12.1%となっています。

調査結果については次のとおりです。

(1) 新規の町営墓地の利用について

新規町営墓地の利用希望状況については、『新規の町営墓地を利用したい』が34.5%、『新規の町営墓地を利用するつもりはない』が51.8%となっており、『無回答』が13.7%でした。

調査時点で約200世帯の方が新規町営墓地の使用を希望していることが確認出来ました。

1. 新規の町営墓地を利用したいですか？		
選択肢	回答	割合
(1) 新規の町営墓地を利用したい	206 票	34.51%
(2) 新規の町営墓地を利用するつもりはない	309 票	51.76%
無回答	82 票	13.74%
合 計	597 票	

新規町営墓地を希望された方の中では、『他の墓地から移転したい』が121票、『新たにお墓を建てたい』が69票となっています。

帰還困難区域内に墓地がある場合、自由に入出入りが出来ず、墓参の一時立入手続についても煩雑であることから、移転を望まれていると推測します。更に、中間貯蔵施設建設地域内に墓地がある場合、環境省等より早期の移転が求められているという点についても、移転希望者が多い理由の1つと考えられます。

上記質問にて (1) を選択した方への追加質問		
選択肢	回答	割合
① 他の墓地から移転したい	121 票	58.74%
② 新たにお墓を建てたい	69 票	33.50%
無回答	16 票	7.77%
合 計	206 票	

(2) 移転、建設を行った場合、新規墓地に求めるサービス等について

移転や新たな墳墓の建立を行った場合に希望する条件やサービスについては、最も多いのが『除草や清掃』が 175 票、次に『法要などで利用可能な設備（集会所）』が 93 票となっています。

除草や清掃を希望される方が多い点については、現在、避難先が遠方で墓地の維持管理を行うことが困難なためと推測します。また、親族等が集まれ、休憩がとれる施設も求められているようです。

2. 移転や建設を行った場合、希望される条件やサービスは？(複数選択可)		
選択肢	回答	割合
(1) 除草及び清掃	175 票	55.91%
(2) 供物や供花の販売	45 票	14.38%
(2) 法要などで利用可能な設備（集会所）	93 票	29.71%
(4) その他	0 票	0.00%
合 計	313 票	

(3) 新規墓地への移転を希望されない理由

1の質問で『(2) 新規墓地への移転や建設を希望しない』を選択された方及び無回答であった方の理由については、『今ある墓地を継続して使用する』が 143 票で最も多く、次に『決めかねている』が 120 票となっています。

こちらは、現在の状況を含めて、当町がどのように復興するのか見えてこないため、このような数字になっていると推測します。

3. 新規の町営墓地の利用を希望されない理由は？		
選択肢	回答	割合
(1) すでに移住先等に墓を求めた、又は予定している	75 票	19.18%
(2) 決めかねている	120 票	30.69%
(3) 今ある墓地を継続して使用する	143 票	36.57%
(4) 墓地は持っていない	44 票	11.25%
(5) その他	0 票	0.00%
無回答	9 票	2.30%
合 計	391 票	

第4章 墓地の課題

4-1 帰還困難区域内の墓地及び中間貯蔵施設地内の墓地について

当町は現在、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域の3つの区域に分かれています。また、町内に33カ所ある公営墓地については、避難指示解除準備区域に1カ所、居住制限区域に3カ所、帰還困難区域に28カ所存在しています。更に、除染廃棄物の中間貯蔵施設建設地域が帰還困難区域内の福島第一原子力発電所周辺になりますが、その範囲には14カ所の墓地が存在しています。

帰還困難区域内にある墓地に関しては、墓参のための一時立入手続の煩雑さが、中間貯蔵施設建設地域にある墓地に関しては、用地確保のための改葬の必要性などが問題となっています。

4-2 墓地用地の不足

当町の土地利用現況は、町の約62%を帰還困難区域が占めており、町民が自由に立入を行うことができる避難指示解除準備区域と居住制限区域は38%となっています。帰還困難区域内については、現在、下野上地区95ヘクタールの除染が完了しています。面積の割合だけを見ると、避難指示解除準備区域と居住制限区域で十分な広さがあるように思えますが、実際にその両区域については、ほぼ全域が山林であり、広範囲に亘って二次的な活用を行うためには、時間がかかるものと思われます。また当該区域には、事故前は町民全体の約4%の方しか居住していませんでした。

このような土地利用現況のために利用出来る土地が限られている当町では、常磐高速道路の富岡インターチェンジ付近で県道35号線にアクセスがしやすく、日中の出入りが自由に可能な大川原地区（居住制限区域）に墓地の用地を確保しようと計画を進めています。

なお、住民調査の結果及び表3.2.3.2より、町全体で墳墓が約2,167基あり、中間貯蔵施設建設地域に約433基、空間線量率が高く墳墓の移転が必要と考えられる区域に約167基あり、最低でも今後、町民の方のために約600基は建立できるだけの土地が必要と考えられます。

4-3 無許可墳墓

表3.2.3.2の結果については、大熊町内墓地基本調査により確認したものですが、町内の個人墓地（それぞれの世帯において管理している墓地）の場所及び基数については把握していません。今後、中間貯蔵施設建設による改葬等の関係から、最低限の情報については把握が必要と考えられます。

4-4 大熊町の改葬許可証の発行件数等について

当町の平成 25 年度からの改葬許可証の発行件数は、平成 28 年 8 月末現在で延べ 112 件です。年度毎では、平成 25 年度が 3 件、平成 26 年度が 29 件、平成 27 年度が 62 件、平成 28 年度 8 月時点での発行済み件数は 18 件となっています。

また現在では、改葬に関する電話及び窓口での対応件数、申請書類送付依頼件数が年々増加しており、職員にとって多大な業務となっています。増加の要因としては、現在の避難先での居住長期化のための新規墓地購入による改葬、中間貯蔵施設建設のための用地買収による改葬、帰還困難区域への一時立入手続の煩雑さ、複雑な手順などが挙げられます。

表 4.4 年度別改葬許可件数

年度	許可件数
25年度	3 件
26年度	29 件
27年度	62 件
28年度(8月末)	18 件
合計	112 件
28年度(想定)	83 件

4-5 中央台霊園の状況について

当町の霊園は『豊かな自然景観を生かした安住の園』の築造を目指し、平成 6 年に 19,294.64 平方メートルの用地を公営墓地として造成工事に着手し、平成 8 年より全 424 区画の分譲を開始し、特別会計を設けて運営管理を行っています。

なお、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う原子力災害以降、新規の使用許可は行っていません。更に、霊園のある区域が帰還困難区域に指定されたことにより霊園の管理が事実上不可能となったため、平成 25 年度の条例改正により墳墓が未建立な区画に限り、使用料及び管理料の一部の返還を実施しています。

平成 27 年度末の使用状況は、総区画 424 区画、使用許可済区画 162 区画、残区画 262 区画となっています。(※使用料及び管理料の一部を返還した区画は、残区画として含めています。)

第5章 墓地政策の基本方針

5-1 帰還困難区域内及び中間貯蔵施設建設地域内の墓地の改葬等について

帰還困難区域内で空間線量が高く移転が必要な墓地や中間貯蔵施設建設地域内における墓地の移転等については、町民やその親族が自由に墓参出来るように、居住制限区域に新規墓地を建設し、希望される方の改葬を実施していきます。

5-2 墓地用地の確保

事故直後の警戒区域から空間線量率の推移により3つの区域に指定された事により、当町で利用出来る土地が限られた中で、『大熊町第二次復興計画』に基づき、今後の墓地需要に対応するため『新たな公営墓地』の整備について検討します。

(1) 大熊町民の現在の避難状況等を考慮した墓地用地の確保について

「4-2 墓地用地の不足」に記載のとおり、当町では、今後の墓地の改葬の見込から、最低600基は必要と考えています。更に、帰還困難区域のそれ以外（中間貯蔵施設建設地、高線量区域以外）の地区には約1,400基の墳墓が存在し、それらの墳墓についても現状では自由に墓参ができないことから、利便性を求めた新規墓地への移設もある程度想定する必要があると思われます。そのため、今後の申込状況や町内の復興等の進捗にあわせて随時造成していき、最終的には全体で1,000基を建立できるようにしたいと考えています。新規墓地の敷地面積については、墳墓分の面積のみで、約5,250平方メートル以上（ $4.5\text{m}^2 \times 500\text{基} = \underline{2,250\text{m}^2}$ 、 $6.0\text{m}^2 \times 500\text{基} = \underline{3,000\text{m}^2}$ ）の敷地面積が必要となります。

以上のことから、新規墓地の用地面積が確保でき、かつ、日中出入りを自由に行うことができる、当町と富岡町の町境に近い県道35号線の東側の山林部分（大川原地区の西平）が最適であると判断しました。

なお、墓地の建設に必要なと想定される用地については、表5.2.1（所在地、地番、地目、面積を記載）のとおりです。

表 5.2.1 新規公営墓地 候補地一覧

大字	字	地番	地目	面積(m ²)
大川原	西平	1058-1	山林	1,944
大川原	西平	1108	山林	11,702
大川原	西平	1110	畑	1,203
大川原	西平	1111	畑	346
大川原	西平	1120	畑	790
大川原	西平	1112	畑	579
大川原	西平	1116	畑	1,473
大川原	西平	1119	畑	489
大川原	西平	1113	山林	897
大川原	西平	1118	山林	308
大川原	西平	1122-1	山林	9,042
大川原	西平	1122-3	山林	2,594
大川原	西平	1122-4	山林	5,081
大川原	西平	1114	畑	840
大川原	西平	1117	畑	430
大川原	西平	1080-1	田	1,416
大川原	西平	1081-1	雑種地	104
大川原	西平	1082-1	田	768
大川原	西平	1083-1	原野	95
大川原	西平	1084-1	田	776
大川原	西平	1085-1	田	686
大川原	西平	1086-1	田	637
大川原	西平	1087-1	田	289
大川原	西平	1115-1	山林	17,136
大川原	西平	1109	山林	3,914
大川原	西平	1121	山林	4,140
				67,679

(2) 『新たな公営墓地』の整備内容についての検討

『新たな公営墓地』の整備内容については、自由に立入の出来ない帰還困難区域にある墳墓の移転先、また、中間貯蔵施設建設地域の墳墓の移転先の選択肢の1つとして建設します。更に、遠方に避難又は移住しており、頻繁に墓参が出来ない町民の事情も考慮し、清掃及び除草作業を行う管理事務所を設置します。併せて、町や町民同士の繋がりを大切にするためにも、法要等が実施でき、親族等が集まることのできる小規模な集会所を設置します。

以上のことを踏まえ、墓地整備に望んでいきたいと考えています。

5-3 無許可墳墓対策

現在、中間貯蔵施設の建設に伴う墳墓の移転促進が求められており、それは個人墓地についても同様です。しかし、町で把握できていない個人墓地も多数存在するため、正確な案内が難しい状況にあります。

今後、福島県相双保健福祉事務所とも連携し、町民への聞き取りや調査書の配布による調査、現地確認等を実施し、最低限の事項の把握と管理を行っていく必要があります。

5-4 無縁墳墓対策

今後、避難生活による状況の変化や少子高齢化、核家族の進行及び当町の復興、復旧状況の進捗によって無縁墳墓の増加が予想されるため、その対策として、以下の事項について取り組んでいきます。

(1) 無縁墳墓の問題点についての周知徹底

墓地の管理者や使用者に対して、無縁墳墓の問題点についての周知徹底を行います。

また、新設する公営墓地内に合葬墓をつくり、無縁墳墓の改葬先とします。また、継承者がいない墳墓の受け入れ先としても使用します。

(2) 無縁仏の受入先の確保

遺骨の引き取り手のいない無縁仏や無縁化した墳墓（継承者がいなくなる墳墓を含む）に納められている遺骨の受入先について、公営墓地等に共同埋設型の墳墓を設置するなど、受入先の確保に努めます。

(3) 墳墓の継承手続の義務化

『墳墓の設置』又は『墳墓の改葬』の申請時に継承者の登録を行ってもらうなど、無縁墳墓の発生を防止する対策を検討します。

第6章 計画推進のための今後の取組

6-1 墓地施策の迅速かつ柔軟な対応

当町の復興状況や町民の避難先での生活状況の変化により、新規墓地への考え方や要望が多様化していくことが考えられる。そのため、様々な要望に対し、迅速かつ柔軟な対応を行うため、平成27年3月に住民調査として「新規公営墓地の建設に関する意向調査のお願い」が実施されています。本住民調査により、多くの住民の意向として早急な新規墓地の建設が挙げられたことから、当町では平成29年度末までには建設することが望ましいと判断しました。

平成26年度 (前々年度)	平成27年度 (前年度)	平成28年度 (1年目)	平成29年度 (2年目)	平成30年度 (3年目)
<ul style="list-style-type: none"> 住民へのアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 計画及び用地の策定 地権者への事前説明及び建設予定地の行政区への説明会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 測量設計実施 地権者への用地交渉 住民へのアンケート実施 (中間貯蔵施設建設地域内のお墓所有者対象) 	<ul style="list-style-type: none"> 墓地造成 墓地建設 	<ul style="list-style-type: none"> 広報での募集関係等の周知 使用開始
				→

6-2 新たな公営墓地整備の検討

現在、建設を予定している公営墓地は、立入りに制限がなく、自由に出入り出来る居住制限区域への設置を前提として進めており、帰還困難区域内にある墓地から改葬を希望する方のために、町で責任を持って建設及びその後の維持管理を行う。

今後、新規墓地の建設に関する進捗状況及び墓地関係のお知らせについては、当町の広報誌等を活用して、町民に周知を行います。